

令和6年度 藤枝市借上型公営住宅事業者募集

市営住宅として、賃貸住宅を新築する事業者を募集します。

- 募集住宅 令和8年度（原則令和8年4月1日）から市営住宅として20年間貸与が可能な新規に建設する賃貸住宅（他用途併用も含む。）の全部又は一部。「藤枝市借上型公営住宅に求める性能基準」等に適合するもの。
- 募集戸数 1棟20戸程度
住宅戸数は、1敷地10戸以上を目安に条件等により最も適切な規模で提案してください。
- 募集地域 藤枝市内
- 募集期間 令和6年6月3日（月）～令和6年9月30日（月）
- 応募資格 原則として土地所有者本人に限ります。
- 提出書類 順次、藤枝市HPに掲載予定
- 申込方法 事前に連絡の上、持参してください。
藤枝市都市建設部建築住宅課 市営住宅係（担当：松本・伊藤）
〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1 藤枝市役所東館2階
電話 054-643-3481
- 選定方法 藤枝市借上型公営住宅制度要綱に基づく選定会議で審査し、承認する事業計画を決定します。
- 選定結果 選定結果は、採用・不採用に関わらず連絡責任者を通じ文書にて通知します。
- 性能評価等 計画が採用された場合、設計終了時に設計住宅性能評価を、建設時に建設住宅性能評価を、建物竣工時に化学物質の室内濃度測定を、事業者の負担により受けてください。

- 募集説明会等 以下のとおり募集説明会を行います。
日時：令和6年5月21日（火） 午後1時30分から
場所：藤枝市生涯学習センター 第4会議室
藤枝市茶町1丁目5-5

- 注意事項 本事業は令和7年度当初予算の成立を条件とします。

藤枝市借上型公営住宅制度について

従来、公営住宅の供給方式は地方公共団体（県市町村）が直接建設する直接建設方式のみでしたが、法律が改正され「借上げ方式」による供給が可能になりました。

藤枝市借上型公営住宅制度はこうした状況を背景に、子供からお年寄りまで全ての人が安全で快適な生活を行える賃貸住宅の供給促進を図ることを目的として設けられました。

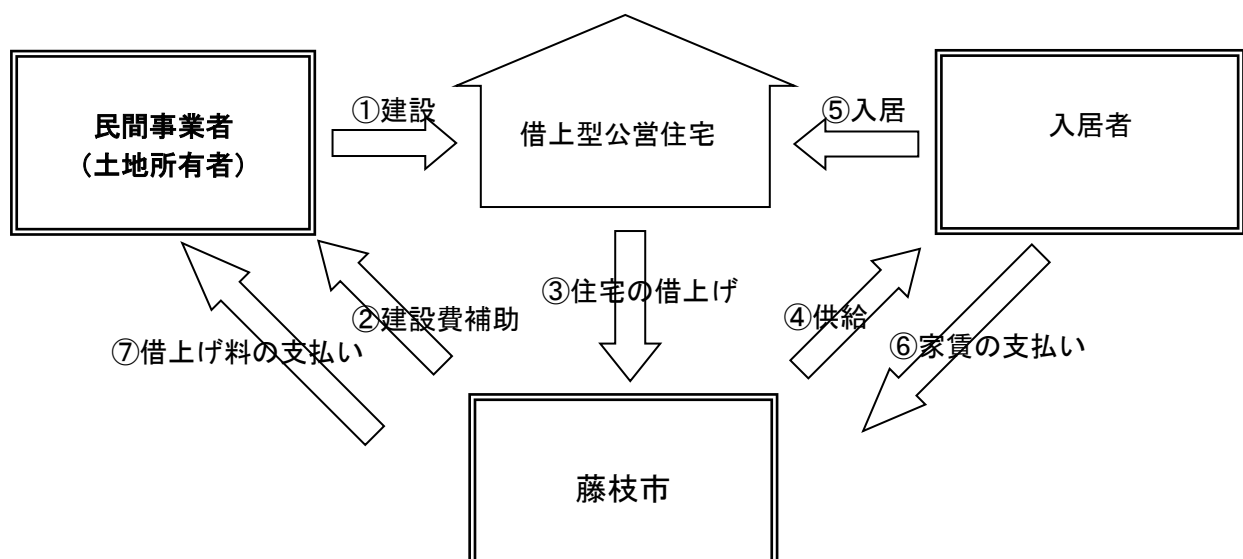
この制度は、民間事業者（土地所有者）の方が新築する賃貸住宅を、藤枝市が20年間にわたり公営住宅として借上げるものです。

また、建設費の一部について補助を受けることができます。

賃貸住宅の新築・建替えをお考えの方は、当制度を御活用下さい。

藤枝市借上型公営住宅制度の仕組み

藤枝市が承認した事業計画に基づいて民間事業者の方に建設していただいた賃貸住宅を、市が公営住宅として借上げ、供給します。民間事業者の方には市が借上げ料及び建設費補助をお支払いします。



藤枝市借上型公営住宅制度の民間事業者のメリット

- 民間事業者の方に建設していただいた賃貸住宅を市が公営住宅として20年間借上げますので空き部屋の心配をすることなく、安定した賃貸住宅経営が可能となります。
- 民間事業者の方に建設していただく住宅の建設費の一部（住宅共用部分及び共同施設）について補助が受けられます。
- 入退居に伴う事務や日常の管理業務の一部を市が行いますので、管理の手間が軽減されます。

